



燃料油メーター取引又は証明用一
第4部：定置燃料油メーター，
大型車載燃料油メーター及び
簡易燃料油メーター

JIS B 8572-4 : 2024

令和6年11月20日改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	高辻 利之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
(委員)	伊藤 納奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	柿本 章子	主婦連合会
	鈴木 伸哉	関東学院大学
	高橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田原 江利子	王子ホールディングス株式会社
	安井 清一	東京理科大学

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 23.5.20 改正：令和 6.11.20

官報掲載日：令和 6.11.20

原案作成協力者：一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

審議専門委員会：基盤技術専門委員会（委員会長 高辻 利之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義並びに略語、記号及び単位	4
3.1 用語及び定義	4
3.2 略語、記号及び単位	12
4 一般要件	13
4.1 計量システムの構成要素	13
4.2 補助装置	13
4.3 定格動作条件	13
4.4 精度等級	13
4.5 最大許容誤差及び有意な誤り	13
4.6 最大許容誤差を適用するための条件	13
4.7 温度換算装置の条件	13
4.8 計算器の最大許容誤差及び有意な誤り	14
4.9 表示値	14
4.10 空気又はガスの除去	15
4.11 ガス指示器	15
4.12 トランスファー・ポイント	15
4.13 計量システムの内液の完全充満	15
4.14 空ホースによる供給	15
4.15 充満ホース内部の容積変化	15
4.16 分枝及びバイパス管	15
4.17 制御及び閉止機構	15
4.18 各種設備	15
4.19 表記	15
4.20 封印装置及び刻印銘板	17
4.21 無人送出	18
5 メーターの要件	18
5.1 メーター	18
5.2 体積表示機構	20
5.3 價格表示機構	22
5.4 印字装置	22
5.5 記憶装置	22
5.6 定量装置	22

ページ

5.7 温度換算装置	22
5.8 計算器	23
5.9 セルフサービス装置（SSD）	23
6 電子装置を備えたメーター	23
6.1 一般要件	23
6.2 電源装置	23
6.3 チェック機構	24
7 特定燃料油メーターに対する特別要件	24
7.1 自動車等給油メーターの特定計量システム	24
7.2 道路タンカー搭載計量システム	24
7.3 中間タンクを使用した船舶タンク用荷降計量システム、鉄道タンカー用荷降計量システム及び道路タンカー用荷降計量システム	24
7.4 加圧液化ガス用計量システム（LPG 計量機以外）	24
7.5 加圧液化ガス用燃料計量機（LPG 計量機）	24
7.6 牛乳、ビール及びその他の発泡飲料液用計量システム	24
7.7 パイプライン上の計量システム及び船舶荷積み用計量システム	24
7.8 航空機燃料供給用計量システム	24
7.9 ブレンド計量機	24
7.10 バンカーリング用計量システム	24
7.11 液化天然ガス（LNG）用計量システム	25
7.12 大型車載燃料油メーター	25
7.13 簡易燃料油メーター	25
8 計量管理	25
8.1 型式の評価	25
8.2 初期検定	27
8.3 後続検定	27
9 性能試験	27
9.1 一般	27
9.2 計量の不確かさ	28
9.3 標準条件	28
9.4 試験体積	28
9.5 燃料油の温度の試験結果に対する影響防止	28
9.6 ソフトウェア設定／構成	28
9.7 逆流	28
9.8 妨害試験及び影響因子試験－環境条件	28
9.9 妨害試験及び影響因子試験－電気試験	31
9.10 道路走行車両電池を動力源とする EUT の試験	39
10 メーター及び計量デバイスの試験手順	41
10.1 一般情報	41

ページ

10.2 試験装置	41
10.3 精度	41
10.4 耐久性試験	43
10.5 最小測定量の精度	44
10.6 電子式計量デバイス（センサ+トランスデューサー）についての追加試験手順	44
11 電子計算器（温度換算装置を備えている場合も含む）及び表示機構の試験手順	45
11.1 一般情報	45
11.2 電子計算器及び表示機構	47
11.3 温度換算装置（電子計算器の一部として）	47
11.4 温度センサ	49
12 空気分離器の試験手順	49
13 補助装置の試験手順	49
14 ソフトウェア評価	49
15 器差検定	50
16 使用中検査	50
17 対応関係	50
附属書 A（規定）ソフトウェア制御構成部品及びメーターの要件	52
附属書 B（参考）選択したソフトウェア検証方法の説明	58
附属書 JA（規定）器差検定の方法	60
附属書 JB（規定）使用中検査	62
附属書 JC（規定）真実の（標準）体積の算出	63
附属書 JD（規定）非自動はかりの管理方法	64
参考文献	65
附属書 JE（参考）JIS と対応国際規格との対比表	66
解 説	71

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8572-4:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

燃料油メーター取引又は証明用— 第4部：定置燃料油メーター、 大型車載燃料油メーター及び簡易燃料油メーター

Fuel oil flow meters—Measuring instruments used in transaction or certification—Part 4: Stationary fuel oil flow meters, fuel oil flow meters on road tankers, mobile type fuel oil flow meters

序文

この規格は、2019年に第3版として発行された **OIML R 117-1** 及び **OIML R 117-2** を基とし、定置燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び簡易燃料油メーターが計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に関わる技術上の基準及び試験の方法を規定するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA～附属書 JD** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE** に示す。

1 適用範囲

この規格は、配管の経路の途中などに固定して燃料油（揮発油、灯油、軽油及び重油）の体積を計量する口径 50 mm 以下の定置燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び簡易燃料油メーターのうち、使用最大流量が 60 L/h (1 L/min) 超えのものについて規定する。この規格は、粘度が 0.1 Pas を超える燃料油、及び温度が -20 °C 未満又は 50 °C を超える燃料油を計量するメーターには適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

OIML R 117-1:2019, Dynamic measuring systems for liquids other than water—Part 1: Metrological and technical requirements

OIML R 117-2:2019, Dynamic measuring systems for liquids other than water—Part 2: Metrological controls and performance tests (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）